

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 30(オ)624	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 32 年 4 月 2 日	原審裁判年月日	昭和 30 年 5 月 10 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 26 号 1 頁		

判示事項	
裁判要旨	

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
論旨は、原審が適法にした事実認定を非難しこれを前提として法令違背を主張するものであるから採用することができない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 垂水克己 裁判官 河村又介 裁判官 小林俊三 裁判官島保は病気のため署名押印することができない。裁判長裁判官垂水克己)	

※参考：判例タイムズ 71 号 52 頁、ジュリスト 134 号 112 頁